

第 6 編

数値目標

- 第 1 章 介護給付等対象サービスの目標
- 第 2 章 地域支援事業の見込量等
- 第 3 章 その他の施策における数値目標

現在，市町村の数値

を集計中

(P199～224)

第 1 章 介護給付等対象サービスの目標

第 1 節 介護給付サービス及び介護予防サービスの利用見込み、整備目標等 1 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの内容：在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受け、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整を行うとともに、(居宅介護支援においては)介護保険施設入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う。

見込み量

(単位:人/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
水戸	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
日立	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
常陸太田・ひたちなか	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
鹿行	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
土浦	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
つくば	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
取手・竜ヶ崎	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
筑西・下妻	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				
古河・坂東	居宅介護支援 介護予防支援 計				
	居宅介護支援 介護予防支援 計				

現在集計中

2 居宅サービス

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

サービスの内容：居宅で介護福祉士等から(介護予防を目的として)受ける入浴・排せ・食

事等の介護その他日常生活上の世話(支援)

※(介護予防を目的として)ニ予防給付の場合の前提となる。

※(支援)ニ予防給付の場合,「世話」が「支援」となる。(以下同じ)

見込み量

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付(回/年)				
水戸	介護給付(回/年)				
日立	介護給付(回/年)				
常陸太田・ひたちなか	介護給付(回/年)				
鹿行	介護給付(回/年)				
土浦	介護給付(回/年)				
つくば	介護給付(回/年)				
取手・竜ヶ崎	介護給付(回/年)				
筑西・下妻	介護給付(回/年)				
古河・坂東	介護給付(回/年)				

現在集計中

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの内容：居宅で(介護予防を目的として)浴槽を提供されて受ける入浴の介護

見込み量

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付 予防給付 計				
水戸	介護給付 予防給付 計				
日立	介護給付 予防給付 計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付 予防給付 計				
鹿行	介護給付 予防給付 計				
土浦	介護給付 予防給付 計				
つくば	介護給付 予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付 予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付 予防給付 計				
古河・坂東	介護給付 予防給付 計				

現在集計中

(単位:回/年)

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの内容：居宅で、看護師等から(介護予防を目的として)受ける、療養上の世話と診療の補助(主治医がその治療を必要と認めた居宅要介護者等に限る。)

見込み量

(単位:回/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
	計				
水戸	介護給付				
	予防給付				
	計				
日立	介護給付				
	予防給付				
	計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				
	計				
鹿行	介護給付				
	予防給付				
	計				
土浦	介護給付				
	予防給付				
	計				
つくば	介護給付				
	予防給付				
	計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付				
	計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付				
	計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付				
	計				

現在集計中

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの内容：居宅で、(介護予防を目的として受ける)心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等のリハビリテーション(主治医がその治療を必要と認めた居宅要介護者等に限る。)

見込み量

(単位:回/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付 計				
水戸	介護給付				
	予防給付 計				
日立	介護給付				
	予防給付 計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付 計				
鹿行	介護給付				
	予防給付 計				
土浦	介護給付				
	予防給付 計				
つくば	介護給付				
	予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付 計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付 計				

現在集計中

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの内容：(介護予防を目的として)病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師等から受ける療養上の管理と指導

見込み量

(単位：人/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2025年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
	計				
水戸	介護給付				
	予防給付				
	計				
日立	介護給付				
	予防給付				
	計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				
	計				
鹿行	介護給付				
	予防給付				
	計				
土浦	介護給付				
	予防給付				
	計				
つくば	介護給付				
	予防給付				
	計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付				
	計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付				
	計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付				
	計				

現在集計中

(6) 通所介護

サービスの内容：老人デイサービスセンター等の施設に通って(介護予防を目的として)受ける入浴・食事の提供(これに伴う介護を含む)その他の日常生活上の世話(支援)と機能訓練

見込み量

高齢者福祉圏域	種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2025年度)
県計	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
水戸	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
日立	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
鹿行	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
土浦	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
つくば	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
取手・竜ヶ崎	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
筑西・下妻	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				
古河・坂東	介護給付(回/年)				
	介護給付(回/年)				
	計				

現在集計中

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの内容：介護老人保健施設、病院・診療所で(介護予防を目的として)受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等のリハビリテーション(主治医がその治療を必要と認めたと要介護者等に限る。)

見込み量

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度)	(2025 年度)
県計	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
水戸	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
日立	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
常陸太田・ひたちなか	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
鹿行	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
土浦	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
つくば	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
取手・竜ヶ崎	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
筑西・下妻	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				
古河・坂東	介護給付(回/年)				
	予防給付(人/年)				

現在集計中

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの内容：特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期入所して(介護予防を目的として)受ける、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話(支援)と機能訓練

見込み量

(単位:日/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度)	(2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
水戸	介護給付				
	予防給付				
日立	介護給付				
	予防給付				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				
鹿行	介護給付				
	予防給付				
土浦	介護給付				
	予防給付				

現在集計中

つくば	介護給付				
	予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付 計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付 計				

現在集計中

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの内容：介護老人保健施設・介護療養型医療施設等へ短期入所して(介護予防を目的として)受ける、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話(支援) (その治療の程度について省令に定めた居宅要介護者等に限り。)

見込み量

(単位：日/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付 計				
水戸	介護給付				
	予防給付 計				
日立	介護給付				
	予防給付 計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付 計				
鹿行	介護給付				
	予防給付 計				
土浦	介護給付				
	予防給付 計				
つくば	介護給付				
	予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付 計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付 計				

現在集計中

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの内容：特定施設に入所する要介護者等が、（介護予防を目的として）サービス内容・担当者等を定めた計画に基づいて受ける、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話（支援）、機能訓練及び療養上の世話。

見込み量

○特定施設

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県 計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				
現在集計中				

○介護予防特定施設

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県 計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				
現在集計中				

整備目標(必要利用定員総数)

○特定施設

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
県 計			
水戸			
日立			
常陸太田・ひたちなか			
鹿行			
土浦			
つくば			
取手・竜ヶ崎			
筑西・下妻			
古河・坂東			
現在集計中			

整備目標：圏域ごとに集計した特定施設利用者数をもとに、県外利用者の割合を勘案して算出しています。特定施設の推定利用定員総数を算定する際の係数は、全ての高齢者福祉圏域で70%とします。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの内容：(介護予防に資するものとして)日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるものの貸与

見込み量

(単位：人/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
	計				
水戸	介護給付				
	予防給付				
	計				
日立	介護給付				
	予防給付				
	計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				
	計				
鹿行	介護給付				
	予防給付				
	計				
土浦	介護給付				
	予防給付				
	計				
つくば	介護給付				
	予防給付				
	計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付				
	計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付				
	計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付				
	計				

現在集計中

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

サービスの内容：(介護予防に資する) 福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のため
の用具その他の販売

見込み量

(単位：人/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
	計				
水戸	介護給付				
	予防給付				
	計				
日立	介護給付				
	予防給付				
	計				

現在集計中

常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				
	計				
鹿行	介護給付				
	予防給付				
	計				
土浦	介護給付				
	予防給付				
	計				
つくば	介護給付				
	予防給付				
	計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付				
	計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付				
	計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付				
	計				

現在集計中

(13)住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの内容：手すりの取付けなど一定種類の小規模な住宅改修にかかる費用の支給

見込み量		(単位:人/年)			
高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
	計				
水戸	介護給付				
	予防給付				
	計				
日立	介護給付				
	予防給付				
	計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				
	計				
鹿行	介護給付				
	予防給付				
	計				
土浦	介護給付				
	予防給付				
	計				
つくば	介護給付				
	予防給付				
	計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付				
	計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付				
	計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付				
	計				

現在集計中

3 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービスの内容：日中・夜間を通じて、介護職員及び看護師等の定期的な巡回訪問や随時対応又は訪問看護を行う事業所との連携により、居宅で受ける食事、排せつ等の介護その他日常生活上の世話又は療養上の世話

見込み量

(単位：人/年)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

(2) 夜間対応型訪問介護

サービスの内容：夜間の定期的な巡回訪問又は通報により、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話

見込み量

(単位：人/年)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

サービスの内容：老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターに通い、(介護予防を目的として) その施設で受ける入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話(交授)及び機能訓練(認知症の要介護者等に限る)

見込み量

(単位：回/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付				
水戸	介護給付				
	予防給付				
日立	介護給付				
	予防給付				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付				

現在集計中

鹿行	介護給付				
	予防給付 計				
土浦	介護給付				
	予防給付 計				
つくば	介護給付				
	予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付 計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付 計				

現在集計中

(4)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービスの内容：心身の状況や置かれている環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅または一定のサービス拠点に通所または短期間宿泊により、その拠点において(介護予防を目的として)受ける入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話(支援)及び機能訓練

見込み量

(単位:人/年)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付 計				
水戸	介護給付				
	予防給付 計				
日立	介護給付				
	予防給付 計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付 計				
鹿行	介護給付				
	予防給付 計				
土浦	介護給付				
	予防給付 計				
つくば	介護給付				
	予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付 計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付 計				

現在集計中

[平成 29 年度第 4 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会資料 (H30. 2. 7)] <H30. 2. 1 現在の案>
 (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

サービスの内容：認知症の人が、共同生活を営む住居で（介護予防を目的として）受ける入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話（支援）及び機能訓練

見込み量

(単位:人)

高齢者福祉圏域	種類	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計	介護給付				
	予防給付 計				
水戸	介護給付				
	予防給付 計				
日立	介護給付				
	予防給付 計				
常陸太田・ひたちなか	介護給付				
	予防給付 計				
鹿行	介護給付				
	予防給付 計				
土浦	介護給付				
	予防給付 計				
つくば	介護給付				
	予防給付 計				
取手・竜ヶ崎	介護給付				
	予防給付 計				
筑西・下妻	介護給付				
	予防給付 計				
古河・坂東	介護給付				
	予防給付 計				

現在集計中

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービスの内容：サービス内容・担当者等を定めた計画に基づいて受ける、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話，機能訓練，療養上の世話

見込み量

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

整備目標 (必要利用定員総数)

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
県計			
水戸			
日立			
常陸太田・ひたちなか			
鹿行			
土浦			
つくば			
取手・竜ヶ崎			
筑西・下妻			
古河・坂東			

現在集計中

整備目標:圏域ごとに集計した地域密着型特定施設利用者数から算出しています。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

サービスの内容:要介護者が地域密着型施設サービス計画に基づいて受ける,入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話,機能訓練,健康管理及び療養上の世話

見込み量

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

整備目標 (必要利用定員総数)

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
県計			
水戸			
日立			
常陸太田・ひたちなか			
鹿行			
土浦			
つくば			
取手・竜ヶ崎			
筑西・下妻			
古河・坂東			

現在集計中

整備目標:圏域ごとに集計した地域密着型介護老人福祉施設利用者数から算出しています。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

サービスの内容：訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより、利用者の状態に応じた通い・泊まり・訪問（介護・看護）サービスを提供

見込み量

(単位:人/年)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

(9) 地域密着型通所介護

サービスの内容：地域密着型の老人デイサービスセンター等の施設に通って(介護予防を目的として)受ける入浴・食事の提供(これに伴う介護を含む) その他の日常生活上の世話(支援)と機能訓練

見込み量

(単位:回/年)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

4 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

サービスの内容：要介護者に対し，施設サービス計画に基づいて行う，入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話

利用者数

(単位：人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
累計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

整備目標 (必要入所定員総数)

(単位：人)

高齢者福祉圏域	既整備数	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
累計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

※「既整備数」は平成 29 年度末の入所定員見込み数

整備目標・圏域ごとに集計した施設利用者数から算出しています。

(2) 介護老人保健施設

サービスの内容：要介護者に対し，施設サービス計画に基づいて行われる，看護，医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

利用者数

(単位：人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
累計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

整備目標 (必要入所定員総数)

(単位:人)

高齢者福祉圏域	既整備数	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

※「既整備数」は平成 29 年度末の入所定員見込み数

整備目標: 整備目標: 圏域ごとに集計した施設利用者数から算出しています。

(3) 介護医療院 (新設)

サービスの内容: 要介護者に対し, 「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する。

利用者数

(単位:人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

※転換予定が不明な介護療養型医療施設については, 介護給付の見込み量に含めている。

必要入所定員総数

(単位:人)

高齢者福祉圏域	既整備数	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

※「既整備数」は平成 29 年度末の入所定員見込み数

現在集計中

現在集計中

サービスの内容：要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話、及び機能訓練その他の必要な医療

利用者数

(単位：人)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

※転換予定が不明な介護療養型医療施設については、介護給付の見込み量に含めている。

必要入所定員総数

(単位：人)

高齢者福祉圏域	既整備数	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

※「既整備数」は平成 29 年度末の入所定員見込み数

第 2 節 介護保険事業費の見込み

介護保険事業に係る費用(給付費)の推計は以下のとおりです。
この給付費については、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、国、県、市町村が下記の比率で負担します。

各保険者(市町村)では、この給付費、負担割合等に基づき、第 1 号被保険者数の推移等を勘案して第 1 号被保険者の保険料を算定します。

■ 介護保険事業に係る給付費

① 居宅サービス

(単位:千円)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				
現在集計中				

※居宅サービスには、居宅介護支援、介護予防支援を含む

② 地域密着型サービス

(単位:千円)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				
現在集計中				

③ 施設サービス

(単位:千円)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				
現在集計中				

④その他

(単位:千円)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

※その他:特定入所者介護サービス費, 高額介護サービス費, 高額医療合算介護サービス費, 審査支払手数料

⑤一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額

(単位:千円)

高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

⑥合 計

(単位:千円)

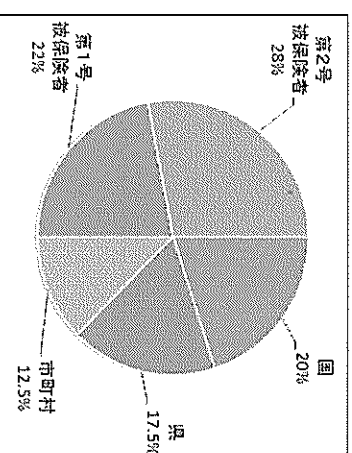
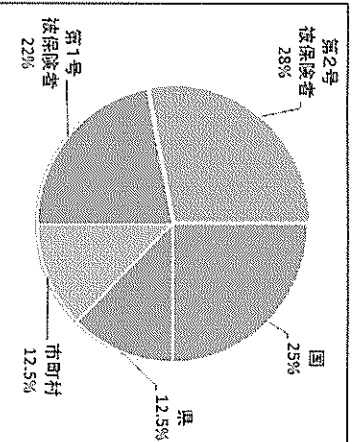
高齢者福祉圏域	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
県計				
水戸				
日立				
常陸太田・ひたちなか				
鹿行				
土浦				
つくば				
取手・竜ヶ崎				
筑西・下妻				
古河・坂東				

現在集計中

※⑥=①+②+③+④+⑤

■給付費負担割合
居宅給付費

施設等給付費



※施設等給付費とは、
都道府県知事が指定権限
を有する介護老人福祉施
設、介護老人保健施設、特
定施設に係る給付費
※居宅給付費とは、施設
等給付費以外の給付費

第 2 章 地域支援事業の見込量等

1 地域支援事業とは

地域支援事業とは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、市町村が実施主体となり、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう総合的に支援する事業です。

図 地域支援事業の全体像

地域支援事業の全体像

介護保険制度

○介護予防・日常生活支援総合事業（通称：総合事業）

- 1 介護予防・生活支援サービス事業【対象者：要支援1～2・チェックリスト該当者】（法第113条の15第1項第1号）
 - (1)訪問型サービス
 - 類型：①旧介護予防訪問介護担当サービス ②サービスA（居住型） ③サービスB（住居主体） ④サービスC（二次予防事業相当） ⑤サービスD（移動支援）
 - (2)通所型サービス
 - 類型：①旧介護予防通所介護担当サービス ②サービスA（居住型） ③サービスB（住居主体） ④サービスC（二次予防事業相当）
 - (3)その他生活支援サービス
 - ①栄養改善を目的とした配食 ②見守り ③訪問型サービス・通所型サービスの一時的提供 等
 - ④介護予防ケアマネジメント
 - ・ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング等の実施
- 2 一般介護予防事業【対象者：全高齢者】（法第115条の15第1項第2号）
 - (1)介護予防把握事業
 - ・民生委員等から情報収集、同じこもり等の支援を要する者を把握
 - (2)介護予防普及啓発事業
 - ・パンフレット作成、講演会・相談会の開催、普及啓発のための介護予防教室
 - (3)地域介護予防活動支援事業
 - ・未定年アゲ育成、地域系組織の育成（交流サロン等）、介護支援ボランティア（ホムド付）
 - (4)一般介護予防事業整備事業
 - ・日課型の意識状況等の検証（プロセス評価、アウトカム指標等）による評価
 - (5)地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・地域ケア会議、住居運営の適いへの指導へのリハ専門職の関与促進

○包括的支援事業【対象者：全高齢者】（法第115条の15第2項第1～6号）

- 1 地域包括支援センターの運営（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）
 - (1)総合相談支援業務(第1号)
 - ・地域ネットワーク構築、実態把握、総合相談支援、継続的・専門的相談支援
 - (2)権利擁護業務(第2号)
 - ・成年後見制度、福祉施設措置女長、虐待対応、困難事例対応、消費者被害防止
 - (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(第3号)
 - ・ケアマネのネットワーク運用、ケアマネに日常的個別指導、相談困難事例の指導・助言
- 2 在宅医療・介護連携推進事業(第4号)
 - ①医師・介護施設の連携 ②課題抽出と対応協議 ③切れ目のない提供体制の構築
 - ④関係者の情報共有 ⑤相談支援専門機関の普及啓発 ⑥制度前倒しの連携
- 4 生活支援体制整備事業(第5号)
 - ・定年サービス創出等を行う生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等
- 3 認知症総合支援事業(第6号)
 - ・認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置

○任意事業【対象者：被保険者、介護者等】（法第115条の15第3項）

- 1 介護給付等費用適正化事業（医療情報との統合等）
- 2 家族介護支援事業
- 3 その他の他の事業（配食、見守り、介護相談員等）

2 地域支援事業の費用額の見込み

地域支援事業の費用の見込額は以下のとおりです。
 地域支援事業の費用額は、各市町村において、前年度の費用額に直近数年間の伸び率平均を乗じて得た額以内で見込みます。

なお、地域支援事業の費用については、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、国、県、市町村が以下の割合で負担します。

【地域支援事業の費用額の見込み】

(千円)

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
介護予防・日常生活支援総合事業				
包括的支援事業・任意事業				
計				

現在集計中

※見込額は、市町村における見込額を集計したもの

○介護予防・日常生活支援総合事業の上限

= 【当該市町村の事業開始前年度の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援）＋介護予防事業の総額】 × 【当該市町村の 75 歳以上高齢者の伸び率】
 ー 【当該市町村の介護予防支援費】

○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の上限

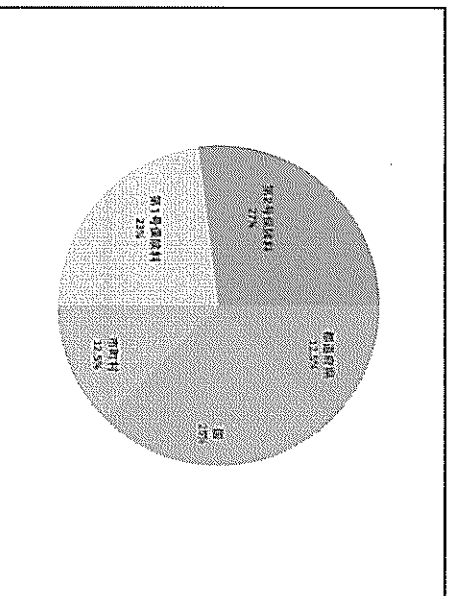
= 平成 26 年度の上限 × 65 歳以上の高齢者数の伸び率

○包括的支援事業（社会保障充実分）

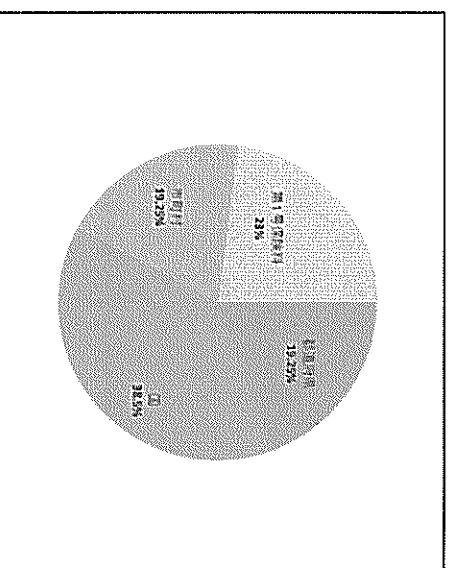
- ①生活支援体制整備事業
- ・ 第 1 層（市町村圏域） 8,000 千円
 - ・ 第 2 層（日常生活圏域） 4,000 千円 × 日常生活圏域数
- ②認知症施策推進事業
- ・ 認知症初期集中支援事業 10,266 千円
 - ・ 認知症地域支援・ケア向上事業 6,802 千円
- ③在宅医療・介護連携推進事業
- ・ 基礎事業分 1,058 千円 ・ 規模運動分 3,761 千円 × 地域包括支援センター数
- ④地域ケア会議推進事業 1,272 千円 × 地域包括支援センター数

【地域支援事業の負担割合】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業及び任意事業



第 3 章 その他の施策における数値目標

更新作業中

現状値は、特に記載の無いものは平成 28 年度（又は平成 29 年度見込）における実績であり、目標値は、特に記載の無いものはプラン最終年度の平成 32 年度における目標値です。

項目〔各論での記載箇所〕			目標項目		現状値 (年度等)	目標値 (年度)
編 章	1 茨城型地域包括ケアシステムの構築	1 茨城型地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センター数	59 箇所	152 箇所	
			地域ケア会議開催市町村数	30	44	
	2 地域の奨励	2 地域の奨励	生活支援コーディネーター養成数	- 人	500 人	
1	2 在宅医療・介護連携の推進	1 在宅介護通事業等				
			1 介護の			
2	1 介護と予防と健康づくりの推進	2 健康の				
2	2 生きがいの推進	4 リハビリテーションの推進				
			地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職の活用市町村数	6	44	
			元気シニアバンクの登録件数(活動者数)	146 件	200 件	

別添
参考資料 2 へ

項目【各論での記載箇所】		目標項目		現状値 (年度等)	目標値 (年度)
編 章	節	頁	認知症サポーター養成人数	83,788 人	184,000 人
			認知症介護アドバイザー養成人数	970 人	1,770 人
3	1 認知症対策の推進	3 態時療提	86 人		
			900 人		
			920 人		
			920 人		
			920 人		
			920 人		
			920 人		
			920 人		
			920 人		
			920 人		
4	2 権利の擁護の推進	1 防進	75.0%		
			60.0%		
			60.0%		
			30 床		
			684 床		
			100 床		
			321 人		
			300 人		
			700 人		
			043 人 (H27)		
5	2 エンバローの推進及び住環境整備	4 多様な高齢者向け住宅の整備と情報の提供	44		
			21.9%	23.0% (H27)	

別添 参考資料 2へ

(裏面)

〔平成 29 年度第 4 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会資料 (H30. 2. 7)〕＜H30. 2. 1 現在の案＞

第 7 編

計画の推進

第 1 章 計画推進における各機関の役割

第 2 章 計画推進体制

第 1 章 計画推進における各機関の役割

第 1 節 行政の役割

この計画の推進にあたって、市町村及び県は特に次のような役割を果たしていく必要があります。

1 市町村

○ 地域的身近な相談窓口

住民に身近な基礎的自治体である市町村は、率先して地域住民のニーズの把握に努めるとともに、地域包括支援センターや各種相談窓口等を通じて、支援が必要な高齢者の情報把握や苦情・相談への対応、高齢者やその家族に対する適切な情報の提供など、きめ細かな対応を行います。

また、高齢者の福祉サービスや介護サービス等について、積極的に広報活動を行い、情報提供に努めます。

○ 茨城型地域包括ケアシステムの構築・深化

市町村においては、地域包括支援センター等を中心として地域の保健・医療・福祉の関係者が相互に連携するとともに、ボランティアや住民等によるインフォーマルな活動を含めて地域全体で支え合う「茨城型地域包括ケアシステム」を構築・深化することによって、高齢者個人々の状況や変化に応じた保健・医療・福祉の各種サービス・支援を適切に提供していくことが求められます。

○ 介護保険制度の立案，円滑な運営と介護サービス基盤の整備推進

市町村は、介護保険の保険者として、施策を立案するとともに、制度の円滑な運営に努め、地域のニーズを十分に把握し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し自立した生活を送るために必要な各種介護サービス基盤の整備を推進します。

○ 市町村計画の進捗管理と高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組み

今回の介護保険法の改正を受け、市町村は、これまで以上に、実態調査・把握・課題分析を行い、市町村計画の進捗管理・実績評価・公表等（PDCAサイクル）を通じて、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進します。

○ 介護給付の適正化への取組み

高齢者（受給者）にとって真に必要な介護サービスを、事業者がルールに従って適切に提供するために、保険者である市町村は、要介護認定の適正化，ケアマネジメント等の適正化，事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の取組みを進めていきます。

○ 地域づくりの取組み

高齢化が進展するなか、サービスの提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることなく、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域社会づくりを推進します。

2 県

○ 市町村計画への支援

県は、市町村が老人福祉計画及び介護保険事業計画（第 7 期計画）に基づき実施する高齢者福祉施策や介護保険事業に対して、専門的・技術的助言を行うとともに、市町村職員研修の実施や財政的な支援を通じて、市町村における介護保険制度の円滑な運営や高齢者福祉の充実を図ります。

また、地域課題を分析し、市町村が行う高齢者の自立支援・重度化防止の取り組みを支援してまいります。

○ 県計画の進行管理

県計画（老人福祉計画及び介護保険事業支援計画）の進行管理・実績評価・公表等（PDCAサイクル）を行ってまいります。

○ 広域的な調整

広域的自治体である県は、施設サービスの整備等、広域的観点からの調整が必要なものについて市町仲間又は圏域間の調整を図ることにより、地域格差が生じないようにします。

また、広域的団体との連携が必要な場合等においては、県が率先して連携体制構築のための調整を図るようになってまいります。

○ 専門性の高い事業や新たな課題に対する施策の実施

県は、福祉人材センターの運営や介護サービス情報の公表など、市町村が単独で行うことが困難あるいは非効率となる事業を実施するとともに、認知症対策や高齢者虐待対策のように専門性の高い施策等に取り組みことによって、市町村への普及や支援へとつなげてまいります。

○ 介護サービスの質の確保・向上への取組

県は、介護サービスの質の確保・向上のため、介護サービス事業者に対する指導監査体制を整備するとともに、市町村が地域密着型サービス事業所に対する指導・監査を行う場合における市町村への技術的助言等を行います。

また、介護職員の養成や資質向上のための研修を実施するとともに、関係機関との連携による苦情処理体制の充実等を図ります。

○ 国に対する提案・要望の実施

全国的な対応が求められる制度的な事項については、市町村や関係機関と連携を図りながら、国に対して制度改正等の提案・要望を積極的にを行います。

第 2 節 関係機関・団体の役割

この計画の推進にあたっては、行政のみならず保健・医療・福祉の関係団体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携しながら積極的な活動を展開していくことが必要です。

■茨城県社会福祉協議会

全県を包括する中核団体として、市町村社会福祉協議会その他の社会福祉団体等との連携・協力を図るとともに、社会福祉に関する企画や社会福祉を目的とする事業の経営指導・助言、社会福祉従事者の養成・研修、関係機関との連絡調整、福祉サービス利用者を保護するための事業を行うなど、本県社会福祉の向上に重要な役割を果たしています。

今後、県との連携強化に努めながら、全県的視野に立ち、さらなる地域福祉の推進を図ることが期待されます。

■市町村社会福祉協議会

地域住民や民生委員、茨城県社会福祉協議会等との連携により、地域福祉の中核的な団体として、地域の実情に応じた自主的な福祉活動を推進しています。

今後、福祉活動への住民参加を呼びかけるなどにより、地域住民と連携した地域福祉活動の推進主体となることが期待されます。

■茨城県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員の業務は、地域住民の生活状況の適切な把握、支援を必要とする方への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者等との連携・支援、関係行政機関の業務協力など、たいへん幅広く、かつ重要な役割を担っています。

今後、地域における最も身近な福祉サービスの相談窓口として、また、地域包括ケアシステムにおける要としての役割が期待されることから、県民生委員児童委員協議会においては、研修会の充実などを通じて民生委員・児童委員の資質の向上に努めていくことが期待されます。

■茨城県老人福祉施設協議会、茨城県介護老人保健施設協会、茨城県訪問介護協議会、茨城県訪問看護ステーション連絡協議会、茨城県地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会、茨城県ケアマネジャー協会

これらの団体は、会員相互の連携と資質の向上を目指した組織ですが、介護保険制度の浸透とともに、サービスの質の向上に向けた積極的な役割が期待されています。

このため、利用者ニーズの的確な把握や、研修会等の充実による資質向上、会員相互の連携促進を図ることが期待されます。

■茨城県医師会、茨城県歯科医師会、茨城県薬剤師会、茨城県看護協会、茨城県理学療法士会、茨城県作業療法士会、茨城県言語聴覚士会、茨城県リハビリテーション専門職協会、茨城県歯科衛生士会

これらの団体は、県、市町村や福祉関係団体等と密接に連携しながら、介護保険サービスや介護予防サービスを医療的な側面から支える重要な役割を担っています。

特に、在宅医療の推進や訪問看護ステーションの整備については、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等との連携・協力が欠かせません。

また、県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会については、通所・訪問リハビリなどの介護保険サービスだけでなく、本県の地域リハビリテーションや認知症対策に

において重要な役割を果たすことが期待されています。県リハビリテーション専門職協会においては、リハビリテーションシヨンの立場から、まちづくりのための地域に根ざした活動や研修等について役割を果たすことが期待されます。

■茨城県栄養士会

県栄養士会は、健康づくり関係機関と密接に連携しながら、高齢者の生活の質を高める基礎となる食生活の改善を推進するため、在宅高齢者の食生活に関する研修会や、嚥下機能にあつた摂食・嚥下に関する研修会の開催など、介護予防においても重要な役割を担っており、今後も、介護予防と高齢者の生活の質の向上への貢献が期待されます。

■茨城県国民健康保険団体連合会

介護給付費請求書の審査を行う「介護給付費審査委員会」を設置・運営し、介護給付費の請求に関する審査や支払いを行うほか、介護サービスについての調査・助言・指導といった苦情処理業務や、県・市町村に対する介護給付適正化のための様々なデータの提供を行っています。

今後も、健全な介護保険制度の運営のため重要な役割を果たすことが期待されます。

■茨城県老人クラブ連合会

茨城県老人クラブ連合会は、単位老人クラブや郡市町村老人クラブ連合会の指導・育成を通し、地域の高齢者の生きがいづくりや健康づくりに大きな役割を果たしています。特に、老人クラブ会員の高齢化や活動の停滞が指摘されているなか、団塊の世代を中心とする若手高齢者を老人クラブに呼び込み、地域で活発に活動する老人クラブづくりが進められるためのさまざまな研究・支援活動を展開しています。

■茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンター

平成 2 年に設立された財団法人茨城わくわく財団は、官民一体となった高齢者の生きがいと健康づくりの推進に一定の成果をあげてきましたが、事業展開の一層の充実と効率化等を図る観点から、平成 16 年 4 月に茨城県社会福祉協議会と統合して「茨城わくわくセンター」となり、現在に至っています。

今後、茨城県社会福祉協議会が有する市町村社会福祉協議会や各種福祉団体との幅広いネットワークを活用することにより、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会参加活動促進のための事業を積極的に推進していくことが求められています。

■茨城県福祉サービス振興会

介護保険サービスのニーズが増大・多様化する中、高品質で多様なサービスを効果的・効率的に提供することが求められています。また、介護保険制度が浸透し、多くの介護事業者が参入してきています。

このようなか、茨城県福祉サービス振興会は、福祉機器・生活支援・介護支援ロボット・介護用品や福祉サービスの提供事業者等の連絡調整体制を確立するとともに、福祉サービスに対する信頼性の確保と質の向上・充実を図るため、講演会や研修等を開催するなど積極的な取り組みを進めています。

■ 農業協同組合

農村地域では、高齢者の介護等によって生活や営農に支障を来しており、農村社会全体の活力低下にも影響を与えています。

そのため、農業協同組合（以下「JA」という）が中心となって、農村地域における介護保険事業や高齢者福祉活動に取り組んでいます。

平成 29 年 4 月現在、県内では居宅介護支援事業所 7 カ所、訪問介護事業所 8 カ所、通所介護事業所 4 カ所が JA 直営の介護保険事業所としての指定を受け、介護保険事業を展開しています。

また、元気高齢者支援組織として「独居老人への声かけ運動」や「ミニデイサービス」などのボランティア活動をを行っている「JA 助けあい組織」（平成 29 年 4 月現在 3 組織）があります。さらには「JA 役員や女性部員を対象に「認知症サポーター」養成 1 万人を目標に取り組んでおります（平成 29 年 3 月末現在 4,130 人）。

今後も市町村や社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の高齢者福祉活動を担っていくことが期待されます。

■ 大好き いばらき 県民会議

「やさしさとふれあいのある茨城づくり」を進めている「大好き いばらき 県民会議」は、県民・団体・企業・行政が連携しながら、様々な活動を展開し、県民が主役のいばらきづくりを推進してきました。

地域の課題となっている「地域コミュニティの活性化」を積極的に推進し、県民運動の根幹であるネットワーカー（県民運動地域推進員）活動の強化を図っています。また、「交流サルーンいばらき」では地域活動への情報提供などを行い、NPO 活動の支援をしています。

今後も、地域社会において様々な運動主体が様々な活動を展開する『真に“県民”が主役のいばらきづくり』のために、大きな役割が期待されます。

■ ボランティア団体、NPO 法人

本県では、様々なボランティア団体による多様な活動が行われています。また、NPO 法人は平成 26 年 9 月末現在で、茨城県では 746 法人、全国で 49,460 法人が認証を受けています。

これらの NPO は、介護サービスのみならず地域福祉の推進役としての役割を果たすことが期待されています。

更新作業中

第 3 節 県民の役割

この計画の推進には、何より、県民自らが社会の高齢化と、それに伴い生じる問題等について正しく理解・認識したうえで、自分たちのできることに積極的に取り組んでいくことが大切です。

1 高齢者自身の役割

○ 介護予防・重度化防止への取り組み

介護保険法第 4 条に規定されているとおり、健康でいきいきとした高齢期の生活をおくるためには、要介護状態にならないようにする、あるいは、要介護状態がさらに悪化しないようにする「介護予防」や「重度化防止」の取り組みを、自らが積極的に実行する必要があります。

また、生活習慣の改善や、健康診断による疾病や身体機能のチェックを定期的に行うなど、日常生活における意識づけも大切です。

○ 介護保険法

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となつた場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

○ 積極的な社会参加

これからは、高齢者一人ひとりが地域社会を支える重要な一員として積極的な役割を果たしていかねければ、社会が成り立たない状況になってきています。

このため、自らが明るい長寿社会を支える重要な担い手であるとの気概を持ち、積極的に地域社会に参加し、これまで培ってきた豊富な知識・技術・経験・ノウハウなどを地域社会に還元することで、地域の活性化を図る役割が期待されます。

また、サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることなく、世代を超えて地域住民がともに支え合う社会の実現として、介護や福祉の現場で活躍する元気な高齢者が増えることも期待されます。

2 地域における県民（住民）の役割

○ 高齢者に対する思いやり・理解にもとづく地域での支え合いの推進

高齢期は、誰もが迎える人生のステージです。

また、高齢者も地域社会を構成する一員であることを認識したうえで、高齢者の特性等を理解することが大切です。

核家族化の進展により、高齢者と身近に接する機会が少なくなっていますが、逆に、高齢者世帯が増加するなかで、地域住民による支え合い、見守りの必要性が高まっています。

このため、地域社会等で支援が必要な高齢者がいれば、気軽に手をさしのべられるような地域社会づくりに、県民一人ひとりが参加していくことが必要です。

第 2 章 計画の推進体制

1 いばらき高齢者プラン 21 推進委員会

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため、関係団体の代表者、介護保険の保険者・被保険者、学識経験者等で構成する「いばらき高齢者プラン 21 推進委員会」において、いばらき高齢者プラン 21 の点検・実績評価・評価結果の公表等を行うことにより、プランの円滑な推進に努めます。

2 茨城県高齢化対策推進本部

本県の高齢化対策関連施策を総合的に推進するため、知事を本部長とする「茨城県高齢化対策推進本部」を設置しています。

いばらき高齢者プラン 21 に掲げる目標等の達成に向けて、県庁各部局における施策の推進を図ります。

資 料

(裏面)

〔平成 29 年度第 4 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会資料 (H30. 2. 7)〕 <H30. 2. 1 現在の案>

いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項

1 趣 旨

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため、いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審議事項

委員会は次の事項について審議する。

- (1) いばらき高齢者プラン 21 の策定方針に関すること。
- (2) いばらき高齢者プラン 21 の原案に関すること。
- (3) いばらき高齢者プラン 21 の点検・評価及び推進に関すること。
- (4) その他必要事項

3 委 員

- (1) 委員は、別表に掲げる保健・医療及び福祉関係団体の代表者並びに学識経験者、保険者・被保険者の代表者等で構成する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め 3 年度間とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から選任する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会 議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

6 事務局

委員会の事務局は、茨城県保健福祉部長寿福祉課に置く。

付則

この要項は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要項は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

いばらき高齢者プラン 21 推進委員会委員名簿

(別表)

選出区分	団体等名称	職名	氏名	備考
学識経験者	茨城県立健康プラザ	管理者	大田 仁史	
	茨城大学	教授	滝澤 利行	
	筑波技術大学	准教授	山脇 博紀	
	聖徳大学	教授	栗盛 須雅子	
	(一社) 茨城県医師会	会長	諸岡 信裕	委員長
	(公社) 茨城県歯科医師会	会長	森永 和男	
	(公社) 茨城県看護協会	会長	相川 三保子	
	(公社) 茨城県栄養士会	会長	政安 静子	
	(一社) 茨城県介護老人保健施設協会	会長	小柳 賢時	
	(公社) 茨城県薬剤師会	会長	根本 清美	
保健・医療関係者	(一社) 茨城県リハビリテーション専門職協会	<small>専務理事兼 地域包括ケア推進室 長</small> 会長	斉藤 秀之	
	特定非営利活動法人茨城県ケアマネジャー協会	副会長	浅野 有子	
	(社福) 茨城県社会福祉協議会	常務理事	坂本 達保	副委員長
	県南地域高齢者はつらつ百人委員会	委員長	寺野 敏	
	(一社) 茨城県福祉サービズ振興会	常務理事	宇田川 真由美	
	(一財) 茨城県民生委員児童委員協議会	会長	竹内 昌福	
	茨城県老人福祉施設協議会	会長	木村 哲之	
	(一社) 茨城県介護福祉士会	会長	沼田 正人	
	(一社) 茨城県社会福祉士会	会長	竹之内 章代	
	保険者	土浦市保健福祉部福祉事務所高齢福祉課	課長	佐野 善則
ひたちなか市福祉部福祉事務所高齢福祉課 在宅医療・介護連携推進室		室長	三村 真理子	
東海村福祉部介護福祉課		課長	丸山 由美子	
茨城県女性団体連盟		<small>副会長 (茨城県交通安全母の 会連合会長)</small>	神戸 礼子	
(公財) 茨城県老人クラブ連合会		会長	伊藤 達也	
被保険者	(一社) 茨城県労働者福祉協議会	専務理事	日下 都 好美	
	(公社) 認知症の人と家族の会茨城県支部	代表	宮原 節子	

「いばらき高齢者プラン 21 第 7 期」策定経過

年月日	経過等
平成 29 年 6 月 28 日	茨城県高齢化対策推進本部 専門部会 (第 1 回) (第 6 期評価, 第 7 期プラン策定の考え方, スケジュール等)
7 月 5 日	第 1 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会 (第 6 期の評価, 第 7 期プラン策定の考え方等)
7～8 月	国から介護保険事業計画基本指針 (案) の提示 (7/3) ・ 市町村担当者会議の開催 (7/11), プラン素案作成
8 月 30 日	茨城県高齢化対策推進本部 専門部会 (第 2 回) (第 7 期プラン素案の検討)
9 月 12 日	茨城県高齢化対策推進本部 幹事会 (第 1 回) (第 7 期プラン素案の検討)
9～10 月	市町村介護保険サービス見込み量とりまとめ (中間値)
9 月 27 日	第 2 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会 (第 7 期プラン素案について)
10 月 6 日	茨城県高齢化対策推進本部 専門部会 (第 3 回) (第 7 期プラン素案, プラン原案の作成依頼)
10～11 月	プラン原案作成, 市町村ヒアリング 国から老人福祉計画基本方針改正案の提示 (未定)
11 月 29 日	第 3 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会 (プラン原案の検討, 市町村介護サービス見込み量の中間集計結果等)
平成 30 年 1～2 月	市町村介護保険サービス見込み量等の最終集計, プラン最終原案の作成
2 月～	パブリックコメントの実施
2 月 7 日	第 4 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会 (最終原案の報告) (予定)
2 月中旬	茨城県高齢化対策推進本部 幹事会 (第 2 回) (最終原案の協議) (予定)
3 月末	茨城県高齢化対策推進本部会議 (庁議) (プランの決定) (予定)

県内の地域包括支援センター一覧

更新作業中

地域の高齢者の福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されている地域包括支援センターは、高齢者に関する総合的な相談窓口です。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

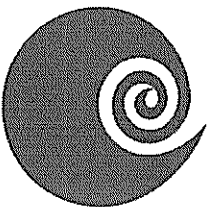
市町村名	地域包括支援センター名称	郵便番号	所在地	電話番号
水戸市	水戸市地域包括支援センター	310-0852	水戸市笠原町 993-13 水戸市保健センター内	029-241-4820
	日立市地域包括支援センター	317-8601	日立市助川町 1-1-1	0294-22-3111
日立市	地域包括支援センター福祉の森聖孝園	319-1305	日立市十王町高原 333-6	0294-39-1166
	地域包括支援センター船川さくら館	316-0035	日立市国分町 3-12-10	0294-36-7303
	地域包括支援センター金沢弁天園	316-0014	日立市東金沢町 4-16-10	0294-33-7424
	地域包括支援センター成華園	319-1222	日立市久慈町 4-19-21	0294-33-7119
土浦市	地域包括支援センターサン豊浦	319-1411	日立市川尻町 758-27	0294-33-8811
	土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら	300-0036	土浦市大和町 9-2 ウララ2総合福祉会館4階	029-824-0332
古河市	古河市中心地域包括支援センター	306-0221	古河市駒羽根 1501	0280-92-5920
	古河市地域包括支援センター古河	306-0044	古河市新久田 271-1	0280-23-6517
	古河市地域包括支援センター三和	306-0125	古河市仁連 2228-7	0280-77-1901
石岡市	石岡市地域包括支援センター	315-0009	石岡市大砂 10527-6	0299-35-1127
結城市	結城市地域包括支援センター	307-8501	結城市大字結城 1447	0296-34-0324
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市地域包括支援センター	301-8611	龍ヶ崎市 3710 番地	0297-62-8686
下妻市	下妻市地域包括支援センター	304-8501	下妻市本城町 2-22	0296-43-8264
常総市	常総市地域包括支援センター	303-8501	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2930
常陸太田市	常陸太田市地域包括支援センター	313-0041	常陸太田市福木町 33 総合福祉会館内	0294-72-8881
高萩市	高萩市地域包括支援センター	318-0031	高萩市春日町 3-10	0293-22-0080
北茨城市	北茨城市地域包括支援センター	319-1592	北茨城市磯原町磯原 1630	0293-43-1111
空間市	空間市地域包括支援センター	309-1792	空間市中央 3-2-1	0296-78-5871
	地域包括支援センター はあとびあ	302-0011	取手市井野 253	0297-71-3210
取手市	地域包括支援センター 緑寿荘	302-0032	取手市野々井 1926 番地 2	0297-63-4111
	地域包括支援センター さらの杜	302-0038	取手市下高井 2148	0297-70-2801
	地域包括支援センター 藤代なこみの郷	300-1511	取手市柳木 1342 番地 2	0297-70-3756
	牛久市	牛久市地域包括支援センター	300-1292	牛久市中央 3-15-1
つくば市	つくば市地域包括支援センター	305-8555	つくば市研究学園一丁目 1 番地 1	029-883-1134
	ひたちなか市東部地域包括支援センター	311-1207	ひたちなか市鳥ヶ台 11835-2	029-264-1501
	ひたちなか市南部地域包括支援センター	312-0022	ひたちなか市金上 562-1	029-354-5221
	ひたちなか市西部地域包括支援センター	312-0032	ひたちなか市津田 2093-1	029-276-0655
ひたちなか市	ひたちなか市北部地域包括支援センター	312-0003	ひたちなか市足崎 1474-7	029-229-2255
	鹿嶋市だいでう地域包括支援センター	311-2206	鹿嶋市武井 1956-3	0299-77-5681
	鹿嶋市なかの地域包括支援センター	311-2215	鹿嶋市和 824-1	0299-95-9910
	鹿嶋市かしま東地域包括支援センター	314-0012	鹿嶋市平井 1350-332	0299-82-9351
鹿嶋市	鹿嶋市かしま西地域包括支援センター	314-0031	鹿嶋市宮中 5200	0299-85-1522
	潮来市	潮来市地域包括支援センター	311-2421	潮来市辻 765

〔平成 29 年度第 4 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会資料 (H30. 2. 7)〕 <H30. 2. 1 現在の案>

守谷市	守谷市地域包括支援センター	302-0198	守谷市大柏 950 番地の 1	0297-45-1111
	常陸大宮市南部地域包括支援センター	319-2261	常陸大宮市上町 318-1	0295-53-6810
常陸大宮市	常陸大宮市北部地域包括支援センター	319-3106	常陸大宮市西野内 1537-1	0295-57-3326
	地域包括支援センター青燃会	311-0105	那珂市畜谷 605-2	029-295-5288
那珂市	地域包括支援センターナザリ園	319-2103	那珂市中里 352-1	029-296-3405
	地域包括支援センターゆたか園	311-0111	那珂市後台 2045-4	029-295-1287
筑西市	筑西市地域包括支援センター	308-8616	筑西市丙 360 番地	0296-24-2111
	地域包括支援センターまごころ	300-4516	筑西市新井新田 41-2	0296-52-1381
坂東市	坂東市北部地域包括支援センター	306-0502	坂東市山 2721 番地	0280-82-1284
	坂東市南部地域包括支援センター	306-0626	坂東市小山 258 番地	0297-38-2161
稲敷市	坂東市中央地域包括支援センター	306-0692	坂東市岩井 4365 番地	0297-35-2121
	稲敷市地域包括支援センター	300-0595	稲敷市犬塚 1570 番地 1 (高齢福祉課内)	029-834-5353
かすみがうら市	かすみがうら市地域包括支援センター	315-0057	かすみがうら市上土田 433-2	0299-59-2111 (内線 1350,1351)
	桜川市	309-1292	桜川市岩瀬 64-2 (高齢福祉課内)	0296-73-4511 (直通)
神栖市	神栖市地域包括支援センター	314-0121	神栖市溝口 1746-1	0299-91-1701
	地域包括支援センター 済生会かみす	314-0112	神栖市知手中央 7 丁目 2 番 45 号	0299-95-9500
行方市	地域包括支援センターのみり	314-0343	神栖市土合本町 1-9082-5	0479-21-6467
	行方市地域包括支援センター	311-3512	行方市玉造甲 478-1	0299-55-0114
銚田市	銚田市地域包括支援センター	311-1517	銚田市銚田 1443	0291-34-0011
	つくばみらい市	300-2341	つくばみらい市福田 195	0297-57-0203
小美玉市	小美玉市地域包括支援センター	311-3495	小美玉市上玉里 1122	0299-58-1282
	小美玉市地域包括支援センター美野里	319-0132	小美玉市部室 1106	0299-35-7172
茨城町	茨城町地域包括支援センター	311-3131	東茨城郡茨城町小堤 1037-1	029-292-8577
	大洗町	311-1305	東茨城郡大洗町港中央 26-1	029-267-4100
城里町	城里町地域包括支援センター	311-4391	東茨城郡城里町石塚 1428-25	029-288-3111
	東海村	319-1118	那珂郡東海村舟石川駅東 3 丁目 9 番 33 号	029-287-2525
大子町	大子町地域包括支援センター	319-3526	久慈郡大子町大字 大子 866	0295-72-1175
	美浦村	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	029-885-0340
阿見町	阿見町地域包括支援センター	300-0331	稲敷郡阿見町阿見 4671-1	029-887-8124
	河内町	300-1312	阿見町総合保健福祉会館内	0297-60-4071
八千代町	八千代町地域包括支援センター	300-3592	稲敷郡河内町長竿 3693-2	0297-60-4071
	五霞町	306-0303	結城郡八千代町大字畜谷 1170 (長森支援課内)	0296-30-2400
境町	境町地域包括支援センター	306-0405	猿島郡五霞町江川 3201 番地 福祉センター「ひばりの里」内	0280-84-0765
	利根町	300-1696	猿島郡境町塚崎 4864	0280-87-7111
利根町	利根町地域包括支援センター	300-1696	北相馬郡利根町布川 841 番地 1	0297-68-8941

いばらき高齢者プラン 21 推進関係団体等一覧

団体等名	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人茨城県医師会	310-0852	水戸市笠原町 489	029-241-8446
公益社団法人茨城県歯科医師会	310-0911	水戸市梶和 2-292	029-252-2561
公益社団法人茨城県薬剤師会	310-0852	水戸市笠原町 978-47	029-306-8934
公益社団法人茨城県看護協会	310-0034	水戸市緑町 3-5-35 保健衛生合同会館内	029-221-6900
公益社団法人茨城県理学療法士会	310-0034	水戸市緑町 3-5-35 保健衛生合同会館内	029-353-8474
公益社団法人茨城県作業療法士会	310-0034	水戸市緑町 3-5-35 保健衛生合同会館内	029-302-7092
一般社団法人茨城県言語聴覚士会	310-0034	水戸市緑町 3-5-35 保健衛生合同会館内	029-303-7033
公益社団法人茨城県歯科衛生士会	310-0911	水戸市梶和 2-292	029-253-5807
公益社団法人茨城県栄養士会	310-0034	水戸市緑町 3-5-35 保健衛生合同会館内	029-228-1089
一般社団法人茨城県社会福祉士会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-244-9030
一般社団法人茨城県介護福祉士会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-353-7244
茨城県食生活改善推進団体連絡協議会	310-8555	水戸市笠原町 978-6 県庁保健予防課内	029-301-3229
一般社団法人 茨城県介護老人保健施設協会	306-0012	古河市旭町 1-17-39 介護老人保健施設平成園内	0280-31-5998
特定非営利活動法人 茨城県ケアマネジャー協会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-6261
茨城県地域包括・在宅介護支援センター 連絡協議会	312-0004	ひたちなか市長砂字久保 633-1 社会福祉法人孝友会 特別養護老人ホーム サンプラザ-ひたちなか内	029-285-9288
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-241-1133
茨城わくわくセンター (茨城県社会福祉協議会)	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-8989
茨城県福祉人材センター (茨城県社会福祉協議会)	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-244-3727
茨城県日常生活自立支援センター (茨城県社会福祉協議会)	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-241-1133
一般社団法人茨城県福祉サービスマネジメント振興会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-241-6939
一般財団法人茨城県民生委員児童委員協議会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-5361
茨城県老人福祉施設協議会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-241-8529
公益財団法人茨城県老人クラブ連合会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-0081
茨城県訪問介護協議会	310-0851	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029-243-8561
茨城県訪問看護ステーション連絡協議会	310-0034	水戸市緑町 3-5-35 茨城県看護協会内	029-241-8446
茨城県国民健康保険団体連合会	310-0852	水戸市笠原町 978-26 市町村会館内	029-301-1550
茨城県女性団体連盟	310-0011	水戸市三の丸 1-7-41 いばらき裁縫・生活総合支援センター内	029-224-7780
一般社団法人茨城県労働者福祉協議会	310-0022	水戸市梅番 2-1-39 労働福祉会館内	029-231-3503
公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部	300-1292	牛久市中央 3-15-1	029-828-8089
茨城県立健康プラザ (茨城県総合健診協会)	310-0852	水戸市笠原町 993-2 いばらき予防医学プラザ内	029-243-4171
大好き いばらき 県民会議	310-0011	水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎内	029-224-8120



茨城県

いばらき高齢者プラン21 第7期

編集・発行

茨城県保健福祉部長寿福祉課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-1111 県庁代表

【ダイヤルイン】

029-301-3326	長寿企画担当
029-301-3321	施設指導担当
029-301-3337	援護担当
029-301-3332	地域ケア推進室 (地域ケア推進担当)
029-301-3343	地域ケア推進室 (介護保険指導・監査担当)
029-301-3317	桜の郷整備推進担当